

公認会計士制度部会議事規則

(会議の招集)

第1条 会議は部会長が招集する。

(議長)

第2条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(意見の聴取)

第3条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 部会長は、部会に諮った上で、部会の会議を公開することができる。

2 前項の定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、部会長が定める。

(議事録の作成及び公表)

第5条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、部会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、部会長が定める。

(ワーキンググループ等の設置)

第6条 部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ等を置くことができる。

(その他)

第7条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。